

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 積丹町の人口構造及び産業構造

積丹町は昭和31年(1956年)に美国町、入舸村、余別村が対等合併し誕生しました。合併まもない昭和35年(1960年)の国勢調査では人口8,070人、世帯数は1,546世帯でしたが、にしん漁に依存していた沿岸漁業の衰退、離農や若年労働力の流出などにより人口が減少し、平成27年(2015年)の国勢調査では、人口2,115人、世帯数は994世帯となっています。また、人口の減少とともに高齢化と生産年齢人口の減少が進行しており、高齢化率は28.2%(平成7年国勢調査)から43.8%(平成27年国勢調査)に上昇する一方、生産年齢人口においては5割以上の減少となっています。(平成7年:2,203人→平成27年:996人 △54.8%)このため、北海道内でも高齢人口の構成比が高く、少子高齢化の傾向が顕著に見られます。

産業構造では、美国川、積丹川、余別川などの流域に、それぞれ漁業や農業を中心とした漁業集落や農業集落を形成し第1次産業が発展してきましたが、近年では、昭和38年にニセコ・積丹・小樽海岸国定公園に指定されたことを受け、景勝地を訪れる観光客が増加し、観光業が町の産業として成長してきました。また、産業の基盤となる土地の形態としては、町の総面積約238km²のうち、約88%を林野面積が占めています。

次に従事者数でみると、第3次産業(サービス業その他)が最も高く54.3%となり、次いで第1次産業(農林漁業)が29.0%、第3位が第2次産業(建設業等)13.5%となっています。(平成27年国勢調査)

【表】積丹町の産業構造

(単位:人)

	従事者数	割合
第1次産業	303	29.0%
第2次産業	141	13.5%
第3次産業	566	54.3%
分類不能	33	3.2%
合計	1,043	100.0%

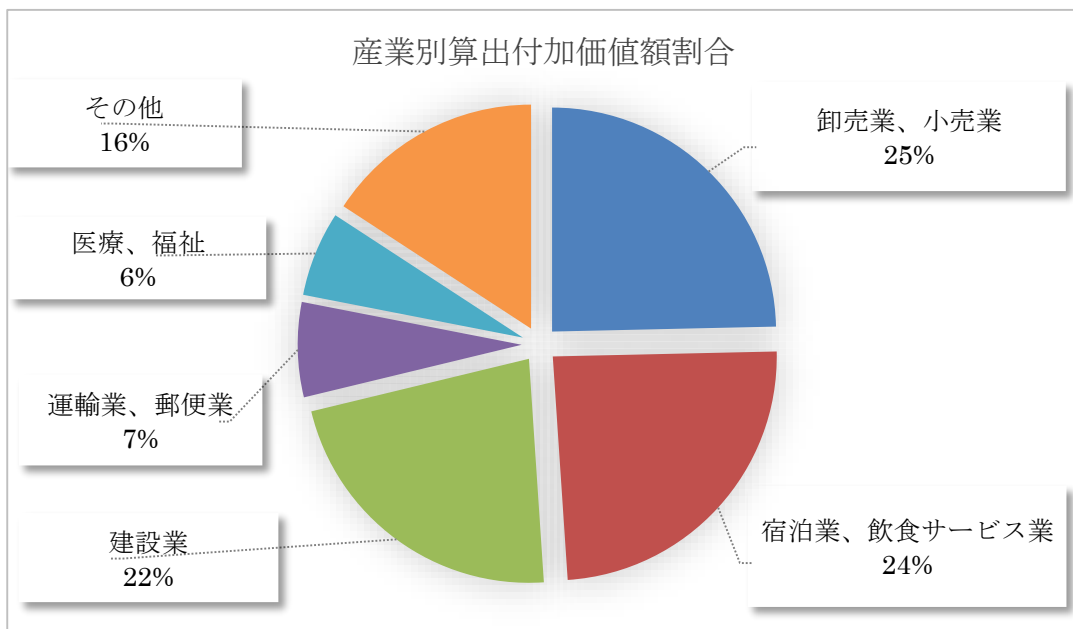
産業別の付加価値額の全体構成をみると、住民の日常生活の買い物に利用される商店などの卸売業、小売業が最も多く24.6%を占め、次いで、北海道遺産に認定された神威岬や日本の渚百選に選ばれた島武意海岸などの景勝、ま

た、全国的にも評判が高い海産物のウニを求めて観光客が訪れるため、宿泊業、飲食サービス業が24.3%となっており、3番目に建設業の22.3%となっています。また、農林漁業や製造業は事業所があるものの、付加価値額を生み出すような規模ではありませんが、いずれの産業も中小企業者によって支えられている構造となっています。(平成24年経済センサスー活動調査)

【表】積丹町の産業別付加価値額・割合

(単位：百万円)

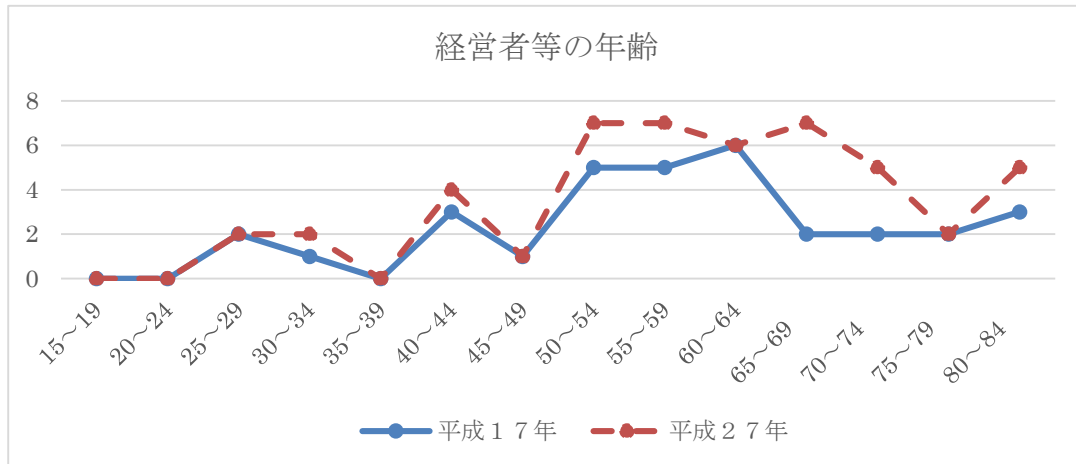
	事業所数	付加価値額	割合
農林漁業	1		%
建設業	9	189	22.3%
製造業	2		%
運輸業、郵便業	4	58	6.8%
卸売業、小売業	44	209	24.6%
宿泊業、飲食サービス業	23	206	24.3%
医療、福祉	3	52	6.1%
その他	28	134	15.8%
合計	114	848	100.0%



② 事業所数の減少と高齢化等

積丹町では、人口減少とともに地域経済を担う町内商工業者数も減少しています。(平成19年5月 一般会員106名 → 平成30年5月 一般会員94名 (△11.3%) 積丹町商工会調べ)

併せて事業所数の減少とともに経営に携わる者の高齢化が進行し、平成17年の58.7歳に対して、平成27年は63.7歳となっており（各年国勢調査 管理的職業従事者数）、今後、数年内に多くの経営者が引退年齢を迎えることが見込まれるとともに、後継者のなり手がいないため、設備の更新がなされず、老朽化が進んでいると考えられます。



③ 積丹町内の産業における課題

人口減少と高齢化の影響が町内の中小の企業・事業所に及んでおり、また、設備の老朽化も深刻な状況であることから、今後、地域の中小企業が益々衰退していく状況が危惧され、その対応が喫緊の課題となっています。

(2) 目標

積丹町内の中小企業においては、人口や従事者の減少、また、高齢化の中にあっても、設備を更新して労働生産性を維持し、商品やサービスの付加価値を高めることで、漁業・農業と商工観光業の連携による6次産業化を図るなど、魅力のある業種への発展を促していく必要があります。

労働生産性の向上のためには、助成措置や税制の優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくことが必要であることから、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指します。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

積丹町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたく幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等すべてとします。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

積丹町の地勢、集落及び土地利用形態においては、国道229号や道道913号野塚婦美線を中心として、海岸線に沿って大きく9つの集落が形成されており、集落毎に経済活動が営まれています。また、産業別にも点在しているため、町全域において生産性を向上させる必要があることから、積丹町全域を本計画の対象とします。

(2) 対象業種・事業

積丹町の産業構造においては、特定の産業に偏在しているとはいいがたいことから、本計画において対象とする業種は、全業種とします。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業すべてとします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

町は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとします。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

町は、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとします。